

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

令和8年度 大村市 集団指導 (令和8年9月17日)

運営指導において指摘の多い事項

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

①運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。**(全サービス共通)**

【根拠法令（抜粋）】

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容

～略～

- ・**虐待の防止のための措置に関する事項**

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

②業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施できていない。(全サービス共通)

【根拠法令(抜粋)】(例：認知症対応型共同生活介護)

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「**業務継続計画**」という。)を**策定**し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、**介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修(年2回以上)及び訓練(年2回以上)を定期的に実施しなければならない。**

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

③感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
また、研修及び訓練を定期的の実施していない。

(全サービス共通)

【根拠法令(抜粋)】(例：地域密着型介護老人福祉施設)

施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・ **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)**をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、**感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修(年2回以上)と訓練(年2回以上)を定期的の実施すること。**

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

- ④重要事項を事業所内に掲示していない。また、重要事項がウェブサイトに掲載されていない。**(全サービス共通)**

【根拠法令（抜粋）】

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下「**重要事項**」という。）を**掲示しなければならない。**

事業者は、**重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。**

事業者は、**原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

⑤市に報告が必要とされていない事故（転倒、転落等）をヒヤリハットとして記録している。（全サービス共通）

【根拠法令（抜粋）】

事業者は、利用者に対する介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

- ⑥認知症介護に係る基礎的な研修等を受講していない介護従業者がいる。
(通所系サービス(小多機・看多機含む)、入所(入居)系サービス)

【根拠法令(抜粋)】

事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

⑦他の職務にも従事している介護支援専門員（計画作成担当者）について、介護従業者の業務が勤務時間の大部分を占めており、利用者の処遇に支障がないとはいい切れない。（小多機、看多機、入所（入居）系サービス）

【根拠法令（抜粋）】（例：小規模多機能型居宅介護）

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事することができる。

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

⑧利用者の被保険者証に入居の年月日や退居の年月日が記載されていない。**(入所(入居)系サービス)**

【根拠法令(抜粋)】(例：認知症対応型共同生活介護)

事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している事業所の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

運営指導において指摘の多い事項

(1) 運営に関する基準

⑨勤務表に記載の、介護従業者の日々の勤務体制及び常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が誤っている。**(全サービス共通)**

【根拠法令（抜粋）】

(例：地域密着型通所介護等)

勤務体制の確保等においては、**介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。**

(例：認知症対応型共同生活介護)

勤務体制の確保等においては、**共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。**

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準

①入浴介助加算の算定基準に記載の「入浴介助に関する研修」について、入浴介助に関わる職員全員に対して行っていない。(通所系サービス)

【根拠法令(抜粋)】

通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における入浴介助加算の基準

イ 入浴介助加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。

(1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

(2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

ロ 入浴介助加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。

(1) イに掲げる基準に適合すること。

(2)～(4) 略

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求（加算・減算）に関する基準

②介護職員等処遇改善加算の算定基準に記載の「処遇改善計画書」に関して、全ての職員に周知していない。（全サービス共通）

【根拠法令（抜粋）】

介護職員等処遇改善加算の算定基準（抜粋）

賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した**介護職員等処遇改善計画書**を作成し、**全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。**

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準

③サービス提供体制強化加算の職員の割合の計算について、常勤換算方法により算出していない。または、常勤換算方法による算出方法が誤っている。
(全サービス共通)

【根拠法令(抜粋)】

サービス提供体制強化加算の算定においては、次のいずれかに適合することが基準の要件に含まれている。

～略～

職員の割合の算出については、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。

常勤換算方法は、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準

④生産性向上推進体制加算の算定基準に記載の「委員会」の実施頻度が不足している。**(小多機、看多機、入所(入居)系サービス)**

【根拠法令(抜粋)】

生産性向上推進体制加算におけるいずれにも適合することとされている基準

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
- (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- (三) 介護機器の定期的な点検
- (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

委員会は3月に1回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準

⑤科学的介護推進体制加算の基準である「介護計画を見直すなど、介護の提供に当たって、LIFEへの提出情報その他介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること」が確認できない。**(全サービス共通)**

【根拠法令(抜粋)】

科学的介護推進体制加算におけるいずれにも適合することとされている基準

- (1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2)必要に応じて介護計画を見直すなど、介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要である。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。

運営指導において指摘の多い事項

(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準

⑥口腔衛生管理体制加算の算定基準に記載の「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成していなかった。**(認知症対応型共同生活介護)**

【根拠法令(抜粋)】

認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算については、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算するものである。

事業所において**歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。**

「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。

- ・当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題
- ・当該事業所における目標
- ・具体的方策
- ・留意事項
- ・当該事業所と歯科医療機関との連携の状況
- ・歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)
- ・その他必要と思われる事項

運営指導において指摘の多い事項

（２）介護報酬請求（加算・減算）に関する基準

- ⑦看取り介護加算を算定しているが、利用者の要件に適合していない。
（入所（入居）系サービス）

【根拠法令（抜粋）】（例：認知症対応型共同生活介護）

事業所において、看取り介護加算を算定できる利用者の要件

- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
- ・医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）。
- ・看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）。

運営指導において指摘の多い事項

（２）介護報酬請求（加算・減算）に関する基準

⑧認知症専門ケア加算を算定しているが、対象者でない利用者に対しても、所定単位数を加算して算定していた。（入所（入居）系サービス）

【根拠法令（抜粋）】（例：認知症対応型共同生活介護）

認知症専門ケア加算の算定要件については、事業所が、別に厚生労働大臣が定める者（=対象者（日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者））に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準（抜粋）

- ・対象者の占める割合が二分の一以上であること。
- ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所又は施設における対象者の数が二十人未満である場合にあっては一以上、対象者の数が二十人以上である場合にあっては一に対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ・事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。